

提携研究グループ参加申込書

原子力市民委員会 御中

下記の「原子力市民委員会と提携研究グループとの情報共有についての覚書」を了解の上、原子力市民委員会の提携研究グループとしての参加を申し込みます。

年 月 日

(団体名) _____

(代表者名) _____

「原子力市民委員会と提携研究グループとの情報共有についての覚書」

1. 原子力市民委員会と提携研究グループは、「より良いエネルギー政策に基づいた社会を構築することを志向する」という問題関心、あるいは、「福島原発事故の災害対策・被害者支援について」の問題関心を共有した上で、調査研究活動について、その成果と情報の共有について協力する。原子力市民委員会は、情報収集、アーカイブズの形成、ウェブ上での公開の事業を行う。
2. 原子力市民委員会は、参加の申込みがあったグループを登録し、各グループに一定の情報提供サービスを行う。
(電子メールの配信、政策分析・政策提言にかかわる重要な文書の提供など)
3. 「提携研究グループ」は自らの調査・研究活動の成果を原子力市民委員会に無償で提供する。その内容は、論文、調査報告書、調査データ、聞き書き記録など、多様なものを含む。(各グループ内部の事務的連絡文書は、該当しない)
 - ・成果の提供は原則として、PDF ファイルとし、原子力市民委員会の指定する書誌情報を記載する。
4. 原子力市民委員会は、提携研究グループから送付された各種情報を、原則として、アーカイブズに掲載する。ただし、調査研究活動の倫理に反するもの(明白な虚偽、データのねつ造、盗用など)、その他本事業の目的にとって不適切な内容のものは、アーカイブズに収録・公開しない。
5. 原子力市民委員会と提携研究グループは、相互に自律性を有し、研究成果や政策的見解の発表についての自由を有する。
6. 提携研究グループは、原子力市民委員会が脱原子力政策大綱を策定する過程において、意見提出をすることができる。ただし、策定責任を担うものではない。
7. 原子力市民委員会は、提携研究グループの登録リストを作成し公開する。その際、各グループの登録申請書のうち、「公開する」に該当する情報のみを公開する。
8. 提携研究グループが参加の中止を原子力市民委員会に伝えた場合には、原子力市民委員会は、登録リストから当該グループ名を削除する。ただし、すでに提供された研究成果などの情報をアーカイブズから削除するものではない。

事項	記入欄	原子力市民委員会でのHPでの公開の取扱い
*グループ名		公開(必須)
*同連絡先	住所 電話 FAX Email	1 公開する 2 しない 1 公開する 2 しない 1 公開する 2 しない 1 公開する 2 しない
同HP (URL)		1 公開する 2 しない
* 代表者名 同連絡先		公開(必須) 1 公開する 2 しない
連絡担当者名 同連絡先		1 公開する 2 しない 1 公開する 2 しない
* 研究グループの趣旨、主な活動内容 (200字程度)		1 公開する 2 しない
参加者の概数		1 公開する 2 しない

<記入上の注意>

- ・ *印は必須項目です。
- ・ 情報の公開の可否について、項目ごとに「1 公開する」「2 しない」のいずれかを選んでください。
- ・ 各提携研究グループの記入事項に変更が生じたときは、随時、原子力市民委員会事務局に、ご連絡ください。